

議 案 第 2 号

磐田市手数料条例の一部を改正する条例の制定について

磐田市手数料条例の一部を改正する条例を別紙のように制定するものとする。

令和6年2月15日提出

磐田市長 草地 博 昭

磐田市手数料条例の一部を改正する条例

磐田市手数料条例（平成17年磐田市条例第67号）の一部を次のように改正する。

附則第3項の表中「戸籍の謄本」の前に「戸籍法（昭和22年法律第224号）第10条第1項、第10条の2第1項から第5項まで若しくは第126条の規定に基づく」を加え、「記録事項の全部若しくは一部を証明した書面」を「同法第120条第1項、第120条の2第1項若しくは第126条の規定に基づく戸籍証明書」に改める。

別表中

戸籍の謄本若しくは抄本の交付又は記録事項の全部若しくは一部を証明した書面の交付	450円	1通につき1件とする。
除かれた戸籍の謄本若しくは抄本の交付又は記録事項の全部若しくは一部を証明した書面の交付	750円	1通につき1件とする。
戸籍に記載した事項に関する証明	350円	証明事項1項目につき1件とする。
除かれた戸籍に記載した事項に関する証明	450円	証明事項1項目につき1件とする。
届出若しくは申請の受理の証明書又は戸籍法（昭和22年法律第224号）第48条第2項（同法第117条において準用する場合を含む。）若しくは第126条の書類に記載した事項の証明書の交付	350円	1通につき1件とする。
上質紙を用いた婚姻、離婚、養子縁組、養子離縁又は認知の届出の受理の証明書の交付	1,400円	1通につき1件とする。
戸籍法第48条第2項（同法第11	350円	書類1通につき1

を

7条において準用する場合を含む。)の書類の閲覧		件とする。
-------------------------	--	-------

戸籍法（昭和22年法律第224号）第10条第1項、第10条の2第1項から第5項まで若しくは第126条の規定に基づく戸籍の謄本若しくは抄本の交付又は同法第120条第1項、第120条の2第1項若しくは第126条の規定に基づく戸籍証明書の交付	450円	1通につき1件とする。
戸籍法第12条の2において準用する同法第10条第1項若しくは第10条の2第1項から第5項までの規定若しくは同法第126条の規定に基づく除かれた戸籍の謄本若しくは抄本の交付又は同法第120条第1項、第120条の2第1項若しくは第126条の規定に基づく除籍証明書の交付	750円	1通につき1件とする。
戸籍法第10条第1項、第10条の2第1項から第5項まで又は第126条の規定に基づく戸籍に記載した事項に関する証明書の交付	350円	証明事項1項目につき1件とする。
戸籍法第12条の2において準用する同法第10条第1項若しくは第10条の2第1項から第5項までの規定又は同法第126条の規定に基づく除かれた戸籍に記載した事項に関する証明書の交付	450円	証明事項1項目につき1件とする。

<p>戸籍法第120条の3第2項の規定に基づく戸籍電子証明書提供用識別符号の発行（情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成14年法律第151号）第7条第1項の規定により同法第6条第1項に規定する電子情報処理組織を使用する方法（総務省令で定めるものに限る。以下この項及び次項において同じ。）により戸籍電子証明書提供用識別符号の発行を行う場合（当該発行に係る戸籍電子証明書の請求が同条第1項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用する方法により行われた場合に限る。）における当該発行及び戸籍電子証明書提供用識別符号の発行に係る戸籍電子証明書の請求を行う者が同時に当該戸籍電子証明書が証明する事項と同一の事項を証明する戸籍の謄本若しくは抄本又は戸籍証明書の請求を行う場合における当該発行を除く。）</p>	<p>400円</p>	<p>戸籍電子証明書提供用識別符号1通につき1件とする。</p>
<p>戸籍法第120条の3第2項の規定に基づく除籍電子証明書提供用識別符号の発行（情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律第7条第1項の規定により同法第6条第1項に規定する電子情報処理組織を使用する方法により除籍電子証明書提供用識別符号の発行を行う場合（当</p>	<p>700円</p>	<p>除籍電子証明書提供用識別符号1通につき1件とする。</p>

に

<p>該発行に係る除籍電子証明書の請求が同項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用する方法により行われた場合に限る。)における当該発行及び除籍電子証明書提供用識別符号の発行に係る除籍電子証明書の請求を行う者が同時に当該除籍電子証明書が証明する事項と同一の事項を証明する除かれた戸籍の謄本若しくは抄本又は除籍証明書の請求を行う場合における当該発行を除く。)</p>		
<p>戸籍法第48条第1項(同法第117条において準用する場合を含む。)の規定に基づく届出若しくは申請の受理の証明書の交付、同法第48条第2項(同法第117条において準用する場合を含む。)若しくは第126条の規定に基づく届書その他市長の受理した書類に記載した事項の証明書の交付又は同法第120条の6第1項の規定に基づく届書等情報の内容の証明書の交付</p>	<p>350円</p>	<p>1通につき1件とする。</p>
<p>前項の場合であって、婚姻、離婚、養子縁組、養子離縁又は認知の届出の受理について、請求により法務省令で定める様式による上質紙を用いた証明書の交付</p>	<p>1,400円</p>	<p>1通につき1件とする。</p>
<p>戸籍法第48条第2項(同法第117条において準用する場合を含む。)</p>	<p>350円</p>	<p>書類又は届書等情報の内容を表示し</p>

む。)の規定に基づく届書その他市長の受理した書類を閲覧に供する事務又は同法第120条の6第1項の規定に基づく届書等情報の内容を表示したものを閲覧に供する事務

たもの1通につき
1件とする。

改める。

附 則

この条例は、令和6年3月1日から施行する。

現行			改正案		
	(1件につき)			(1件につき)	
略			略		
戸籍の謄本若しくは抄本の交付又は記録事項の全部若しくは一部を証明した書面の交付	450円	1通につき1件とする。	戸籍法（昭和22年法律第224号）第10条第1項、第10条の2第1項から第5項まで若しくは第126条の規定に基づく戸籍の謄本若しくは抄本の交付又は同法第120条第1項、第120条の2第1項若しくは第126条の規定に基づく戸籍証明書の交付	450円	1通につき1件とする。
除かれた戸籍の謄本若しくは抄本の交付又は記録事項の全部若しくは一部を証明した書面の交付	750円	1通につき1件とする。	戸籍法第12条の2において準用する同法第10条第1項若しくは第10条の2第1項から第5項までの規定若しくは同法第126条の規定に基づく除かれた戸籍の謄本若しくは抄本の交付又は同法第120条第1項、第120条の2第1項若しくは第126条の規定に基づく除籍証明書の交付	750円	1通につき1件とする。
戸籍に記載した事項に関する証明	350円	証明事項1項目につき1件とする。	戸籍法第10条第1項、第10条の2第1項から第5項まで又は第126条の規定に基づく戸籍に記載した事項に関する証明書の交付	350円	証明事項1項目につき1件とする。
	450円	証明事項1項目につき1件とする。	戸籍法第12条の2において準用する同法第10条第1項若しくは第10条の2第1項から第	450円	証明事項1項目につき1件とする。

現行			改正案		
<p>除かれ た戸籍に記載した事項に関する証明</p>			<p>5 項までの規定又は同法第126条の規定に基づく除かれた戸籍に記載した事項に関する証明書の交付</p>		
<p>(追加)</p>			<p>戸籍法第120条の3第2項の規定に基づく戸籍電子証明書提供用識別符号の発行（情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成14年法律第151号）第7条第1項の規定により同法第6条第1項に規定する電子情報処理組織を使用する方法（総務省令で定めるものに限る。以下この項及び次項において同じ。）により戸籍電子証明書提供用識別符号の発行を行う場合（当該発行に係る戸籍電子証明書の請求が同条第1項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用する方法により行われた場合に限る。）における当該発行及び戸籍電子証明書提供用識別符号の発行に係る戸籍電子証明書の請求を行う者が同時に当該戸籍電子証明書が証明する事項と同一の事項を証明する戸籍の謄本若しくは抄本又は</p>	<p>400円</p>	<p>戸籍電子証明書提供用識別符号1通につき1件とする。</p>

現行		改正案	
		<p><u>戸籍証明書の請求を行う場合における当該発行を除く。)</u></p> <p>戸籍法第120条の3第2項の規定に基づく除籍電子証明書提供用識別符号の発行（情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律第7条第1項の規定により同法第6条第1項に規定する電子情報処理組織を使用する方法により除籍電子証明書提供用識別符号の発行を行う場合（当該発行に係る除籍電子証明書の請求が同項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用する方法により行われた場合に限る。）における当該発行及び除籍電子証明書提供用識別符号の発行に係る除籍電子証明書の請求を行う者が同時に当該除籍電子証明書が証明する事項と同一の事項を証明する除かれた戸籍の謄本若しくは抄本又は除籍証明書の請求を行う場合における当該発行を除く。)</p>	<p>700円</p> <p>除籍電子証明書提供用識別符号1通につき1件とする。</p>
	<p>350円</p> <p>1通につき1件とする。</p>	<p>350円</p> <p>1通につき1件とする。</p>	
<p>届</p>		<p>戸籍法第48条第1項（同法第117条において準用する場合を含む。）の規定に基づく届</p>	

現行			改正案		
出若しくは申請の受理の証明書又は戸籍法（昭和22年法律第224号）第48条第2項（同法第117条において準用する場合を含む。）若しくは第126条の_____書類に記載した事項の証明書の交付_____			出若しくは申請の受理の証明書の交付、同法_____第48条第2項（同法第117条において準用する場合を含む。）若しくは第126条の規定に基づく届書その他市長の受理した書類に記載した事項の証明書の交付又は同法第120条の6第1項の規定に基づく届書等情報の内容の証明書の交付		
上質紙を用いた_____婚姻、離婚、養子縁組、養子離縁又は認知の届出の受理の証明書の_____の交付	1,400円	1通につき1件とする。	前項の場合であって、婚姻、離婚、養子縁組、養子離縁又は認知の届出の受理について、請求により法務省令で定める様式による上質紙を用いた証明書の交付	1,400円	1通につき1件とする。
戸籍法第48条第2項（同法第117条において準用する場合を含む。）の_____書類の閲覧	350円	書類_____1通につき1件とする。	戸籍法第48条第2項（同法第117条において準用する場合を含む。）の規定に基づく届書その他市長の受理した書類を閲覧に供する事務又は同法第120条の6第1項の規定に基づく届書等情報の内容を表示したものを閲覧に供する事務	350円	書類又は届書等情報の内容を表示したものの1通につき1件とする。
略			略		